

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画（以下、「市町村計画」という。）の達成を計画的に支援する岐阜県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という。）を策定するため、岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画及び市町村計画の達成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、知事が指名する。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループを設置する場合は、事前にメンバーを定める。

3 ワーキンググループを設置する場合は、座長を置き、地域福祉課長をもって充てる。

4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、岐阜県社会福祉審議会及び岐阜県地域福祉対策協議会において、県計画の策定に関して意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて別表2に掲げる関係課を招集し、連絡会議を開催することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会 委員一覧表（敬称略・五十音順）

◎：委員長

氏名	役職	分野
◎ 飯尾 良英	中部学院大学 人間福祉学部 教授	学識経験者
井上 悟	岐阜県社会福祉法人経営者協議会 会長	事業関係者
岩佐 優	岐阜県小中学校校長会 代表 （岐阜市立加納中学校長）	教育
上野 義治	岐阜県町村会 地域福祉担当課長 （八百津町健康福祉課長）	行政
大宮 康一	岐阜大学 地域協学センター 准教授	学識経験者
岡本 敏美	岐阜県障害者社会参加推進センター 会長	障がい福祉
木村 一義	岐阜県老人クラブ連合会 会長	高齢福祉
後藤 東洋士	岐阜県自治連絡協議会 会長	地域住民代表
小林 政人	岐阜県社会福祉協議会 常務理事	地域福祉
澤井 基光	岐阜県民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉
鈴木 亮一	岐阜県市長会 地域福祉担当課長 （岐阜市福祉部福祉政策課長）	行政
坪井 弥栄子	一般社団法人みさと愛の会 会長	地域住民代表
安田 典子	NPO法人 くすくす 理事長	児童福祉

別表2（第9条関係）

岐阜県地域福祉支援計画庁内連絡会議

所属	所管計画
医療整備課	医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画 岐阜県保健医療計画
保健医療課	岐阜県健康増進計画
高齢福祉課	岐阜県高齢者安心計画
障害福祉課	岐阜県障がい者総合支援プラン
子育て支援課	岐阜県少子化対策基本計画